

# 和光会会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

この会を新潟市立坂井輪中学校生徒会（和光会）と名づける。

### 第2条 会員

この会は、新潟市立坂井輪中学校生徒全員を会員とする。

### 第3条 目的

この会は、次のことを目的とする。

(1) 会員全体が健康で明るい学校生活を送るとともに、坂井輪中学校の発展・向上を図ること。

(2) 生徒会活動とおし、個々の会員が将来有能な社会人となるための資質を養うこと。

第4条 この会の運営は、すべて前条の趣旨にそって、先生方の指導・助言を受けながら、私たち会員が互いに力を合わせ自主的に行うものとする。

## 第2章 役員

第5条 この会には、次の役員を置く。

### (1) 生徒会本部役員

- ・ 生徒会長
- ・ 副生徒会長
- ・ 書記長
- ・ 書記

### (2) 中央委員長

### (3) 専門委員長

第6条 生徒会長、副生徒会長、書記長は全会員の投票によって選び、学校長の認証を得て就任する。書記、専門委員長は、生徒会長が委嘱する。中央委員長は、各会の中から選択する。

## 第3章 組織・運営

### 生徒総会

第7条 生徒総会は全会員が一同に会して行うこの会最高の議決機関とする。

第8条 年度の初めと終りに定例の生徒総会を開く。また、生徒会長並びに中央委員会が必要性を認めた場合、臨時生徒総会を招集することができる。

第9条 この会議では、3分の2以上の出席者がありさらにその過半数の賛成があった場合に、その提案は議決または承認される。可否同数の場合は議長が決する。ただし、この会則の改正または廃止については別に定める。

第10条 生徒総会の日時や課題などは、事前に全会員に公示しなければならない。

### 生徒会本部

第11条 本部はこの会の最高の執行機関であるとともに、各機関の運営指揮の任務を有する。

### 専門委員会

第12条 専門委員会は、第3条に基づき、本部や他の機関との連携を図りながら、会員の学校生活に役立つ活動を推進する執行機関である。

第13条 各専門委員会は、各学級より選出された委員で組織する。その人数は、運営上の必要により増減できる。

第14条 各専門委員会は、その専門委員長招集により会合を開く。

#### **選挙管理委員会**

第15条 選挙管理委員会は、生徒会長、副生徒会長、書記長の選挙に関するいっさいの事務を行う。

第16条 選挙管理委員会は各学級より委員を選出し組織する。選挙管理委員長は生徒会長が委嘱する。

### **第4章 付則**

第17条 この会則の改正及び廃止は、中央委員会の発議により生徒総会の3分の2以上の賛成を得た上、学校長の承認によって効力を発する。

第18条 この会則は、昭和33年1月1日をもって公布し、即日執行する。

昭和33年4月1日制定

昭和36年1月1日一部改正

昭和38年4月1日一部改正

昭和39年5月15日一部改正

昭和41年5月11日一部改正

昭和46年3月22日一部改正

昭和47年3月16日一部改正

昭和48年11月1日一部改正

昭和53年6月5日一部改正

平成2年3月6日一部改正

平成10年2月27日一部改正

平成13年2月13日一部改正

平成18年1月25日一部改正

令和8年4月1日一部改正